

令和7年4月17日開会

令和7年4月17日閉会

第795回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 9 5 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 9 5 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 定 例 総 会 を 令 和 7 年 4 月 1 7 日 湯 川 村 役 場 に 召 集 し た。

1. 出席農業委員（6人）・出席推進委員（4人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠 一 郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	7 番	中 島 仁
1 0 番	渡 部 正 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 4 番	中 島 和 裕

2. 欠席農業委員（2人）・欠席推進委員（3人）

6 番	真 壁 澄 男	8 番	高 木 伸 也
9 番	鈴 木 明 美	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 5 番	大 場 忠 重		

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

- 議案第 1 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 2 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。今日は欠席の方が多く大変申し訳ございませんが、農業委員は過半数出席しておりますので、総会の方は進めさせていただきたいと思えます。また、春作業ということで、私の方は 13 日に種まきが終わったところですが、これからどんどん忙しくなるかと思えますが、非常に農作業の事故が多いと聞いておりますので、くれぐれも気を付けながら作業していただきたいと思えます。毎日のように米の価格が上昇しているということで騒がれているようですが、1 ヶ月 10 kg のお米 10,000 円を 1 日に換算するといくらになるかなどのお話をしますが、魚を家族で食べるために何尾買うかを悩みますが、米も農家の人たちに恩恵をくださいと話をいつもしております。今年の秋も去年の価格ぐらひは何とか頑張ってまた買ってもらえるように活動していきたいと思っております。またたくさん収穫していただいて秋には出荷してもらいたいと思えます。

議長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、6番委員と8番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、9番委員と13番委員と15番委員から欠席の報告を受けております。農業委員8名中6名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議長 只今より第795回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に3番委員と4番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第10号を朗読。続けて3ページ以降を別紙により説明。

権利の種類につきましては所有権の移転です。譲渡人については、■■■■集落の■■■■さん、譲受人は■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■の田■■■■筆、合計面積は■■■■㎡です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。参考として10aあたりの対価を記載しております。世帯員の農作業従事者の状況は男性3名、女性2名のうち農業専従者2名、農業補助者1名であります。譲受人の経営面積は自作地のみで合計■■■■㎡でございます。遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。譲受人は、令和7年2月に経営者変更届を提出され、父親から農業経営を引き継いだばかりですが、お勤めになりながら父親や奥様とともに常時農作業に従事しております。また、農業機械については、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。コンバインは数年前に壊れてしまったため所有はしていませんが、同集落の方に依頼して対応しております。申請地の場所につきましては、4ページに位置図、5ページには公図を添付しており赤色の枠の部分でございます。

議案第10号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。
12番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議長 その他、質疑はございませんか。

議長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

12番委員 議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議長 これより、議案第10号を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議長 議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 6ページにより、議案第11号を朗読。

7ページをお開きください。権利の種類につきましては、所有権移転です。譲渡人は[]の[]さん、譲受人は[]の[]さんです。申請地は大字[]の一部で登記地目、現況地目は畑です。面積は[]㎡のうち[]㎡です。対価は10aあたり[]万円です。

転用の事由であります。譲受人は、現在[]のアパートに住んでおりますが、将来的な子育てを考え、支援が充実している湯川村への移住を希望していました。また、ご両親と同居する予定でもあるため、広い土地を探しておりました。北側の宅地が売地として販売されており購入を決めましたが、駐車スペースの関係から面積が足りなかったため、隣接する農地を一部転用したいと考え、今回の申請に至りました。工事期間は、許可の日から令

和7年11月30日まで、利用期間は許可の日から永久であります。本事業に係る所要面積は合計■■■■■㎡です。

申請地の場所につきましては8ページに案内図、9～10ページに公図を添付しています。宅地と畑で公図が分かれておりましたので、2ページにわたっております。申請に係る土地は青色の枠の部分でございます。■■■■■の北側に■■■■■が隣接している状態です。公図ですと分かりにくいので、11ページに区割り計画図を載せております。事業計画書が提出されている土地の部分を赤色で囲っております。

12ページの土地利用計画図、13～15ページの住宅の平面図・立面図により詳細を説明。駐車場は当初からコンクリートを敷くということです。

取水は水道、汚水は下水道を利用し、雨水については地下浸透及び集水柵で集めて東側の道路側溝へ排水するため、農業用排水に支障を及ぼす恐れがないと考えます。集水柵は新設となります。申請地の南側が農地と隣接しますが、現在作付けがなされておられません。南側は雪捨て場や庭の計画であるため、日照の妨げにはならず、付近に及ぼす影響はないと考えます。なお、分筆後残った農地約■■■■■㎡については、分筆完了後今回の譲受人が農地法3条にて購入を予定しております。農家ではありませんが、家族に協力してもらいながら耕作したいとおっしゃっておりますので、申請書が提出された時にはさらに詳しく話を伺いたいと思います。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、第1種農地であり、原則として許可できない農地に該当しておりますが、例外事業の集落接続事業に該当しており基準に合致しております。面積につきましては土地利用計画図の通り必要最小限であり、一般住宅の転用基準面積500㎡以内でございまして基準に合致しております。続いて一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましてはございませんでした。次に資金についてでございますが、融資証明及び通帳の写しにより確認しております。転用による周辺農地への影響についてですが、現地調査を実施し特に影響はないという旨、確認済みです。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われれます。

説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。13番委員をお願いします。

4番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

3 番委員 現地調査委員からの報告書の中の 4 番の用排水について、雨水が農業用水に排出されるということですが、あくまで建物の屋根に降った雨のみという解釈でよろしいでしょうか。

事務局 おっしゃる通りです。集水枿を新たに作って雨水だけを流すという計画です。

4 番委員 ■■■■■さんの所有の住宅地だったわけですが、■■■さんがお住まいだった折にもどうしても入ってしまっていた。宅地の西手に農業用排水もあるのですが、部落の下流の方で目詰まり状態になっているため、しょうがないと思います。■■■の部落の中を通過して、下流の■■■の前まで行く水路ですが、屋敷の雨水は少しずつ入っているわけですから、ここだけ入れられないというわけにはいかないと思います。

議長 支障がないということですね。

議長 他になれば質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

14 番委員 議案第 1 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地転用許可基準に合致しているため承認したいと思います。

議長 これより、議案第 1 1 号を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第 1 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議長 議案第 1 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議長 日程第 4、議案第 1 2 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 1 2 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議案書 16 ページにより朗読。今回は 6 件となりますが、全て新規の案件です。17 ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。

新規の案件について説明します。18 ページをお開きください。

申請番号 1 番からご説明いたします。土地の所在は、大字■■■■他■■■筆の田合計■■■筆で■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■集落の■■■さんの法定相続人■■■さん他 2 名、受け手となる農地借受者は■■■集

落の■■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田 10 a あたり■■■■円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和 7 年 6 月 1 日、終期は令和 17 年 12 月 31 日の 10 年 7 ヶ月であります。促進計画は福島県の公告となり、令和 7 年 5 月 30 日の予定です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。この案件は 2 月の定例総会でも一度意見照会をさせていただきましたが、3 月 25 日の公告前に■■■■さんがお亡くなりになってしまったため、取り下げをしてご遺族から再度申込書をいただきました。

20 ページ、申請番号 2 番について、土地の所在は、大字■■■■他■■■筆の田合計■■■筆で■■■■m²です。出し手となる農地所有者は■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者は■■■集落の■■■■さんです。対価・契約期間・公告日・農業経営状況については申請番号 1 番と同様です。息子さんとともに自作をしておりましたが、ご家族の体調不良が重なり、耕作を依頼することになったとのことです。

22 ページ、申請番号 3 番について、土地の所在は、大字■■■■の田■■■筆■■■■m²です。出し手となる農地所有者は■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者は■■■集落の■■■■さんです。対価は 10 a あたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。昨年まで自作をしておりましたが、高齢となり耕作ができなくなってしまったため、利用権設定することになったとのことです。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。

23 ページ、申請番号 4 番について、土地の所在は、大字■■■■の田■■■筆で■■■■m²です。出し手となる農地所有者は■■■集落の■■■■さんの法定相続人■■■■さんです。手続き関係は成年後見人となっている司法書士が対応しております。受け手となる農地借受者は■■■■です。対価は 10 a あたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。4 月から従業員が増えたようです。元々■■■集落の■■■■さんが耕作しておりましたが、高齢のため耕作が難しいという相談があり、近くを耕作していた■■■■に声を掛けたという経過があります。

24 ページ、申請番号 5 番について、土地の所在は、大字■■■■他■■■筆の田合計■■■筆で■■■■m²です。出し手となる農地所有者は■■■集落の■■■■さんです。受け手となる農地借受者は■■■■です。対価は 10 a あたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。元々は自作の予定で田植えのみ■■■■に依頼し、苗や肥料等の手配をしておりましたが、ご自身の体調が悪くなったため、利用権設定することになりました。

この時期の利用権設定は体調不良等で突然耕作ができなくなり、申請するケースが多いため、県の認可が下りるのは田植えが終わった頃になってしまいます。しかしながら、認可を待っていると農作業はできないので、耕作者には認可が下りることを前提に準備はしてもらっておりますので、その点はご了承ください。

25 ページ、申請番号6番について、土地の所在は、大字■■■■■■■■■■の田■■筆他、畑■■筆合計■■筆で■■■■m²です。出し手となる農地所有者は■■■■集落の■■■■さん、受け手となる農地借受者は■■■■の■■■■さんです。対価は田のみ10aあたり■■■■円で水利費は農地借受者の負担です。契約の始期は令和7年6月1日、終期は令和12年12月31日の5年7ヶ月であります。借りた農地では綿を栽培したいとのことです。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、■■■■歳とご高齢ではありますが、現在■■■■でも■■■■m²の農地を借りて綿を栽培しており、草刈り機も所有しており、ご自身で作業しているそうです。ただし、トラクターは所有していないため、耕起作業を■■■■集落の■■■■さんに依頼するという調整が取れております。湯川村は日当たりが良く、布団屋もあるため、出荷しやすいということで、1年以上前から耕作できる場所を探しておりました。最初は売買の話もありましたが、湯川村での綿の栽培実績もないため、一度借りて作付けいただくことになりました。

26～27 ページには農地中間管理事業の借入に係る共通事項、28～29 ページには農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を掲載しております。

いずれも17 ページにあります貸付相手に関する要件の2の(1)及び(3)の要件も認められるため、今回の計画案については、適切と考えます。説明は以上です。

議長 議案第12号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番委員 25 ページの案件について、今現状は畑の状態でも何も植えられていない状態のところ栽培をしていくということか。綿は木になるのか。

事務局 借り受けされる農地は、遊休化の恐れのある農地の一覧に掲載されており、現在作付けされておらず、ハウスが骨だけあり、それも壊れているような状況にあります。■■■■へ行く途中の農地なので、ご覧いただけるかと思っております。作付けしておらず、年に数回シルバーに依頼して草刈りのみをしている状態でしたので、農地所有者としても借りて何か作っていただけるならありがたいという話でございました。

事務局長 綿はだいたい1メートルくらいまで育ち、実がパッと開いてその綿を収穫するようになります。それほど大きくはならないと思います。

3番委員 最終的に木だけ残ってその後、伐採しなければならないという状況にはならないか。

事務局長 毎年植えていくため、その心配はありません。

事務局 村内での実績がないため、皆さん耕作状況を確認していただきたいと思います。

議長 ハウスはどうするのでしょうか。

事務局 ハウスはそのままの状態借り受けるようになります。土地にハウス等の附属物がある場合のバンクを通した農地の貸し借りは確認書を取り交わしていただきます。現状のハウスの状態がどのようになっているか、土地を返す時にどのような状態で返すかという確認書を書いていただいて、両方で保管し、バンクには申込書に確認書の写しを添付して送付します。■■■■さんとしてはハウスも使用しないため、そのまま貸して、返す時に復元の必要もないという両者の合意下での貸し借りです。

議長 2番委員 ではハウスはつぶさずそのまま使用するということですね。

議長 2番委員 申請番号3番と6番について、やはり年齢が気になるわけですが、元気でやっただけであればいいなと思います。特に綿関係で、農地が荒れている状態から戻すには誰がやるのか、本人がやるのか心配な部分があります。

議長 担当集落の■■■■委員、説明をお願いできますか。現状、草が繁茂している状態なのですが、それを畑として使えるようにするために■■■■さんに依頼したということで、耕していただいたら、あとは個人で苗を植えて管理してやっていくという状態ですね。

7番委員 そうです。ハウスについても話が出たので、申し添えますけれども、所有者にハウスのことも聞いたら、そのままにしてトラクターでうなってもらいたいということをおっしゃっていました。

7番委員 畑の耕耘関係の契約の話は本人同士で話をしてくださいとおきました。耕耘についても部落に何人かいましたが、■■■■さんの田んぼを■■■■さんが耕作しておられるので、その流れで選ばれたのかなと思います。それから遊休地という話もされておりましたが、何度か私も話をしておまして年に何回か除草してもらっていましたので、そんなに強くは言っておりませんでした。本人も身体の具合も悪いし、収入もあまりないような状況です。隣に息子夫婦が住んでおりますが、畑については関心がないように感じます。

7番委員 以前、購入の話が出たこともあったようですが、建物を建てると景観が悪くなるということで息子さんが反対していたので、そのままの状態だったのですが、事務局の方から今回の話を聞いて、耕耘について調整したところでした。

議長 7番委員 ■■■■さんが畑の状態になるまでやったださるという形かなと思います。

議長 7番委員 ■■■■さんのところにも行って話してきました。やったださるということで了解を得ておりますが、契約は両者でしてくださいと言っております。

議長 該当の農地ですが、綿という栽培はなかなか見られないと思いますので、もし良かったら声を掛けたりしながら見ていただきたいなと思います。年2～3回は草刈りしてくださったので遊休農地ではありませんでしたが、これがもう少し■■■■さんが高齢になってしまったら遊休農地になってしまう心配はしておりました。その農地が綺麗になっていいかなと楽しみにしておりますので、皆

さんの方でも見ていただければありがたいと思います。

4 番委員 2 番委員と同じになるのですが、■■■さんの件は■■■歳で5年間、22 ページの■■■さんは■■■歳でこれから10年作ることですが、大丈夫でしょうか。

5 番委員 申請番号3番の■■■くんのことですが、50 代の息子さんがいらっしゃいまして、もう3年ぐらい過ぎたら田んぼをやりたいということでそのために機械を購入したと聞いております。息子さんに引き継がれますので、心配はないと思います。本人もまだ元気でいらっしゃいますし、息子さんも仕事をしながら草刈りや消毒等、お父さんと一緒にやっちらっしゃいますので、心配ないと思います。

議 長 ■■■さんについては、県の方も10年じゃなく5年でということで話を進めておりまして、県の方から無理ではないかという話が出れば、うちも進めることはできませんが、大丈夫じゃないかという指導がありましたので、期間は短く取っていただきました。5年という最低のところを進めさせていただければと思います。

その件については、事務局の方でも本人には話をしておりますので、あと何かあればご本人さんが事務局の方に相談に来られると思いますが、今本人はやる気があって申請されているので、お願いしたいと思います。

議 長 他になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第12号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第12号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第795回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第10号 原案のとおり決定

議案第11号 原案のとおり承認

議案第12号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和7年4月17日午前10時閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年5月23日

湯川村農業委員会

会 長

3 番 委 員

4 番 委 員